

第2期行財政改革プログラム

平成26年5月

堺市総務局行政部行革推進課

第2期行財政改革プログラムの策定にあたって

現在、わが国においては、超高齢社会の進展による社会保障費の増大や生産年齢人口の減少による税収の減少、高度経済成長期に建設された公共施設の維持管理や更新のあり方などが今後の重大な課題となっています。このことは、当然、国及び全国の地方自治体の行財政運営に大きな影響を及ぼすことが予測されています。

本市においては、現在政令指定都市トップクラスの財政状況を堅持していますが、今後の社会経済情勢の大きな変革期にあっても、本市が持続的に発展し続けるために、今後とも時代の流れに機敏に対応するとともに、不断の行財政改革を通じて健全で弾力的な行財政基盤を構築する必要があります。



国では社会保障と税の一体改革など、これまでの人口増加や経済成長を前提としてきたシステムの再構築が行われていますが、本市においても今後の人口減少などを見据えた自治体経営のあり方について、これまでの行政の仕組みを再点検し、これからの時代に対応する仕組みに再構築しなければなりません。

特に、子育てや福祉、教育、防災など市民生活に密着した分野においては、基礎自治体としての役割を適切に果たしていくために、市民に近いところに財源や権限を移し都市内分権を進めるとともに、市民や地域団体等の多様な主体と連携する協働型のまちづくりを進めていく必要があります。

今回の「第2期行財政改革プログラム」では、社会経済情勢の推移に対応した公共サービスの提供のあり方や人口減少局面における公有財産の活用などについても方向性や取組みなどをお示しするとともに、具体的な「個別取組」については、目標や各年度の取組みなどを記載した「工程表」を作成して適切に進捗管理を行うこととしています。

また、「市民目線によるゼロベースでの総点検」を基本姿勢として、職員一人ひとりが既存の枠組みや発想にとらわれることなく、常に市民目線で仕事のあり方について総点検することを基本としています。

堺市マスタープランの推進のためには、本プログラムを着実に実行することが必要不可欠であり、引き続き積極的な行財政改革の推進に努めるとともに、本市が将来に向けて持続的な発展を遂げることができる自治体経営をめざしてまいります。

平成26年5月

堺 市 長 竹 山 修 身

【目次】

第1章 策定の背景	1
1. これまでの取組み	1
2. 行財政改革の成果	2
3. 対応すべき課題	9
第2章 基本事項	11
1. 基本的な考え方	11
2. 改革の目的	12
3. 基本姿勢	12
4. 改革の視点	13
5. 位置付け	14
6. 計画期間	14
7. 目標	14
第3章 取組内容	15
[重点分野]	
1. 事務事業改革	15
2. 市の関与の見直し	18
3. 業務プロセス改革	24
[推進分野]	
4. ファシリティマネジメントの推進	28
5. 歳入改革	32
6. 組織改革	36
7. 公営企業改革	39
8. 外郭団体改革	42
第4章 推進方法	44
用語説明	46

第1章 策定の背景

1. これまでの取組み

地方公共団体は、常に「組織及び運営の合理化*¹」に努めるとともに、業務の推進にあたっては住民の福祉の増進に努め、「最少の経費で最大の効果*²」をあげていかなければなりません。

この使命のもと、本市ではこれまでの間、財政状況や本市を取り巻く社会経済情勢の変化を的確に捉えながら、様々な分野における行財政改革を強力に推進してまいりました。

本市の行財政改革における取組みについては、昭和59年度に単年度赤字となり厳しい財政状況となったことから、昭和60年度に全庁的な行財政改革の推進組織を設置、昭和61年度には「行財政見直しに関する基本方針」を策定し、財源の確保や組織管理、事務の改善等について行財政見直しを行いました。

また、平成7年度以降は本市を取り巻く社会経済情勢に適切に対応し、健全な財政基盤を構築するために、給与制度の見直しや職員数の削減、事務事業の見直し、アウトソーシング*³の推進、受益者負担*⁴の適正化等の取組みを進めてまいりました。

そして、平成23年度からは「行財政改革プログラム」に基づき、「市の仕事を総点検し、ゼロベースで見直す」ことを基本として、これまでの仕組みを抜本的に見直し、事務事業評価システムの再構築をはじめとして、要員管理の推進や外郭団体の見直し、アウトソーシングの推進、市税等の歳入確保等に重点的に取組んできたところです。

これら不断の行財政改革への取組みを通じて、効果的かつ効率的な行財政運営を進めてきた結果、本市の財政状況については政令指定都市トップクラスの健全性を堅持しています。

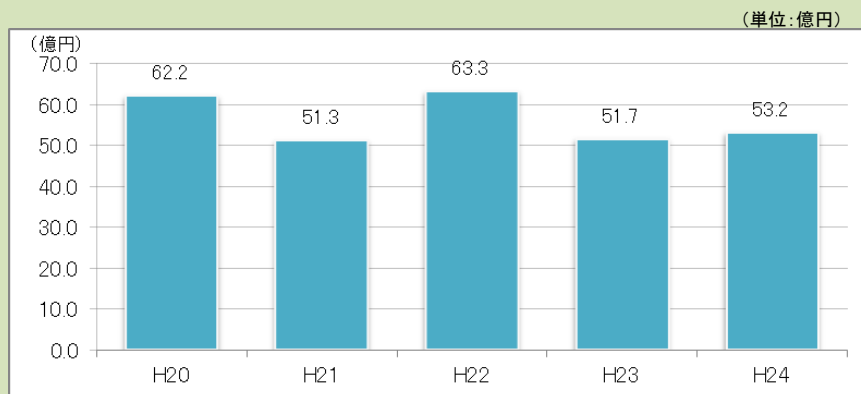
《これまでの行財政改革に関する計画等》

計画期間	計画等
(昭和61年度策定)	「行財政見直しに関する基本方針」
平成7年度～平成9年度	「堺市行財政見直し推進計画」
平成10年度～平成14年度	「新堺市行財政見直し実施計画」(平成12年9月改定)
平成15年度～平成17年度	「行財政改革計画」(平成16年4月改定)
平成18年度～平成21年度	「新行財政改革計画」(平成19年7月改定)
平成22年度	「行財政改革アクションプログラム」
平成23年度～平成25年度	「行財政改革プログラム」

2. 行財政改革の成果

平成20年度から平成24年度までの5年間では、決算ベースで毎年度50億円を上回る単年度効果額を計上してきました。

平成20年度から平成24年度の単年度効果額



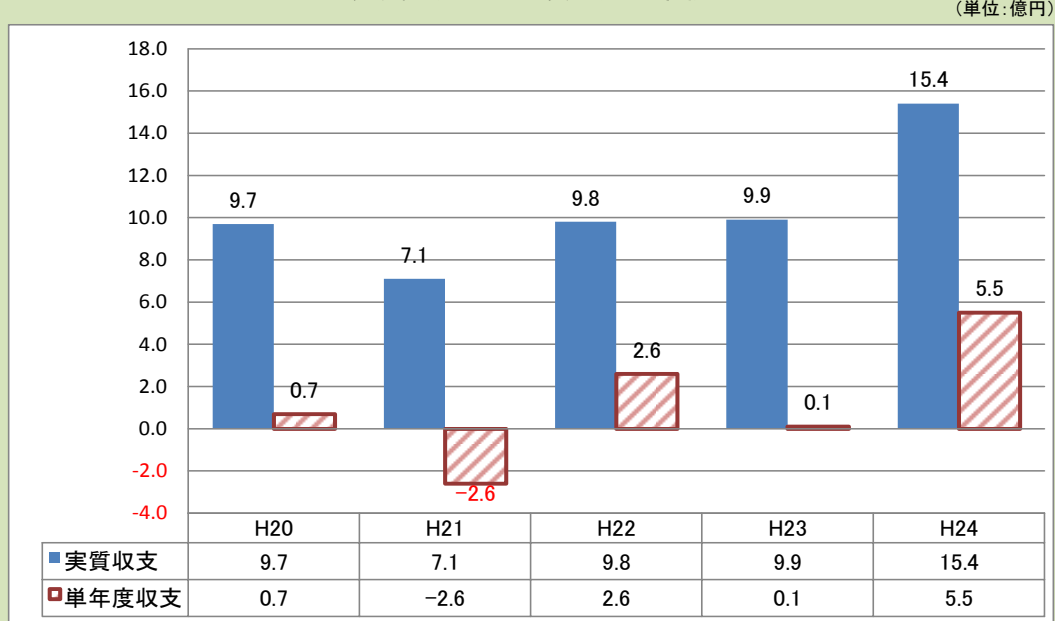
平成24年度決算における普通会計^{*5}の実質収支^{*6}は33年連続の黒字となり、単年度収支^{*7}は3年連続となる黒字を確保しています。

平成24年度決算総額及び決算収支(普通会計)

(単位:億円)

歳入総額	歳出総額	差引	繰越すべき 財源	実質収支	単年度収支
3,475.4	3,451.1	24.3	8.9	15.4	5.5

実質収支と単年度収支の推移



※平成21年度決算における単年度収支については、景気低迷により市税収入が大幅に落ち込んだことで、平成13年度以来8年ぶりの赤字となりましたが、基本的には黒字基調で推移しています。

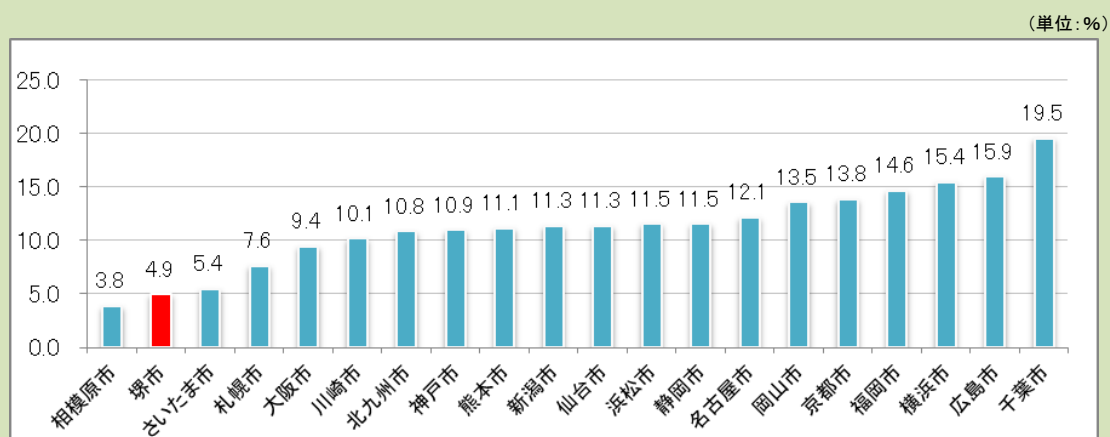
地方公共団体の財政状況を判断するための「健全化判断比率*⁸（4指標）」については、実質公債費比率*⁹及び将来負担比率*¹⁰は、ともに健全な状態にあるとともに、実質赤字比率*¹¹及び連結実質赤字比率*¹²についても、赤字ではない状況となっています。

健全化判断比率(4指標)の推移

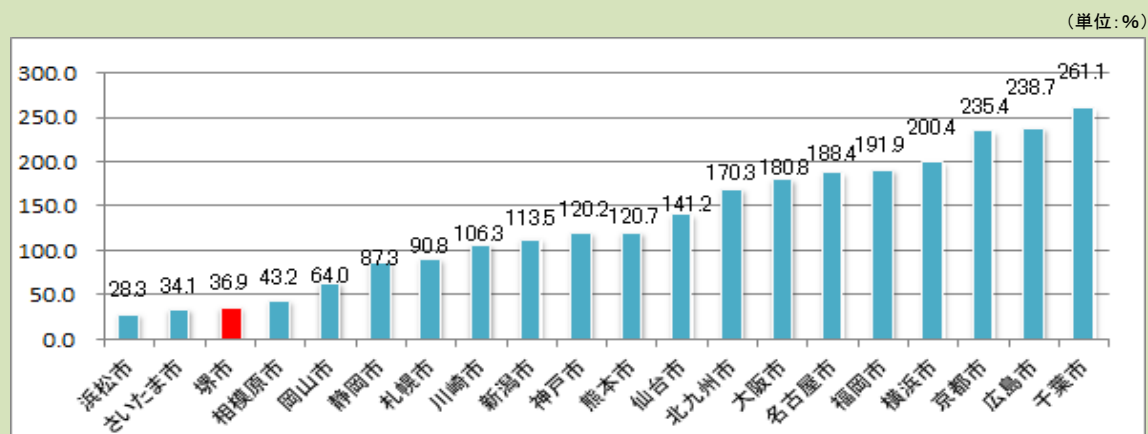
	(単位: %)				
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実質公債費比率	6.9	6.3	5.4	4.9	4.9
将来負担比率	81.1	77.8	59.8	52.8	36.9
実質赤字比率	-	-	-	-	-
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-

また、他の政令指定都市との比較についても、平成24年度の実質公債費比率については政令指定都市中2位、将来負担比率についても政令指定都市中3位であり、本市の財政状況については政令指定都市トップクラスの健全な状態であるといえます。

平成24年度 各政令指定都市の実質公債費比率



平成24年度 各政令指定都市の将来負担比率



《直近5年間の取組成果》

平成20年度から平成24年度までの5年間における行財政改革に関する主な取組成果については、下記のとおりです。

事務事業の見直し

○ 「事務事業の総点検」の実施

市が実施する全ての事務事業をゼロベースで見直すために、必要性や有効性・費用対効果、担い手等の観点から事務事業を検証する仕組みとして、平成23年度から「事務事業の総点検」を実施しています。

	平成23年度	平成24年度	(平成25年度)	合計
「事務事業の総点検」による 行革効果額	10.4億円	13.8億円	8.4億円 (予算ベース)	32.6億円

○ 「みんなの審査会（市民参加型事業評価）」の実施

市民審査員により、事務事業の必要性だけでなく、事務事業のあり方や効果的な実施手法等についても議論を行い、客観性や透明性を確保した事務事業評価を行うための仕組みとして、平成22年度から「みんなの審査会」を実施しています。

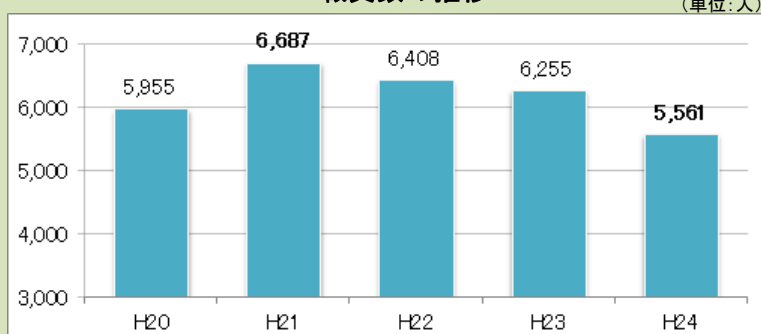
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	(平成25年度)	合計
行革効果額	(審査会導入)	1.8億円	0.7億円	3.8億円 (予算ベース)	6.3億円

要員管理の推進

○ 要員管理の推進

平成23年度に策定した「堺市要員管理方針」においては、平成21年4月1日を起点として10年間で要員数^{*13}を2割以上削減することを目標としており、要員管理の推進を通じてスリムで強じんな組織・人員体制をめざしています。

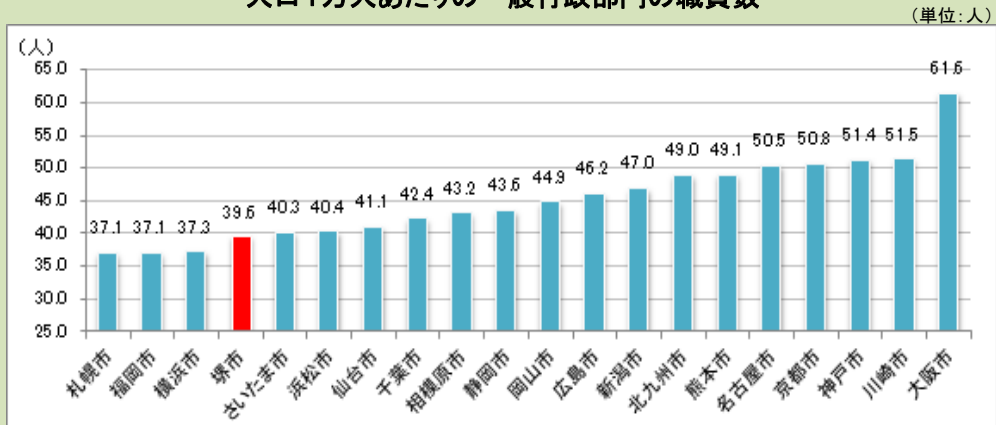
職員数の推移



※各年度における4月1日現在の数値
平成21年度は消防局設置による増加(936人)を含み、以降も消防局含む

これまでの要員管理の推進によって、平成24年4月1日現在、本市の人口1万人あたりの一般行政部門の職員数は39.6人となり、政令指定都市中4番目に少ない体制で事務を執行しています。

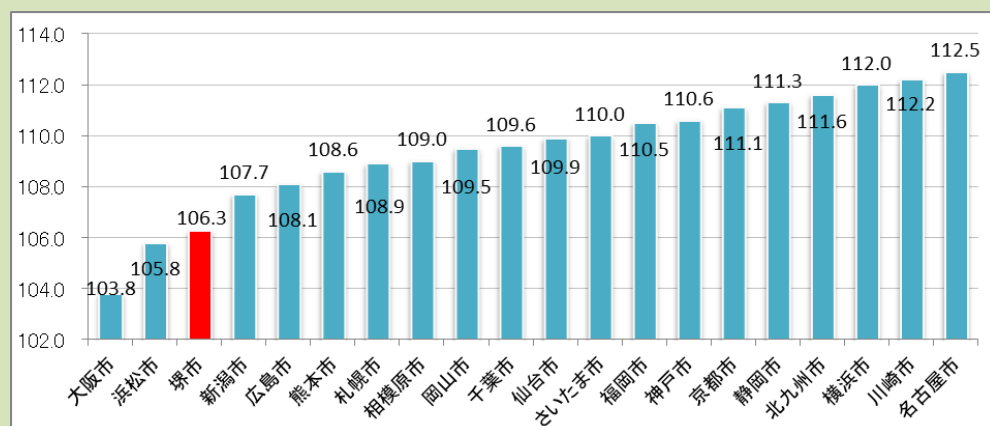
人口1万人あたりの一般行政部門の職員数



※平成24年4月1日現在

また、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数であるラスパイレス指数については、平成24年4月1日現在、106.3で、政令指定都市中3番目に低い指数となっています。

各政令指定都市のラスパイレス指数



※平成24年4月1日現在

※平成24年4月1日から2年間、国家公務員の給与減額措置が実施されているため、例年と比較すると各市とも高い数値となっています。(減額措置がない場合の本市のラスパイレス指数は、98.3です。)

アウトソーシングの推進

○ 指定管理者制度^{*14}の導入

平成20年度：65施設 ⇒ 平成24年度：214施設

年 度	施 設 数	主 な 新 規 導 入 施 設	行革効果額
平成20年度	65	○堺市立堺老人福祉センター、堺市立青少年の家、堺市立青少年センター	30百万円
平成21年度	69	○堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター、堺市立美原文化会館 など	109百万円
平成22年度	77	○堺市立健康福祉プラザ、堺市立重症心身障害者(児)支援センター など	3百万円
平成23年度	216	○堺市営住宅(53施設)、堺市立自転車等駐車場(85施設)、堺市原池公園スケートボードパーク	229百万円
平成24年度	214	○平成23年度末をもって堺市霊園、堺市立霊堂の指定期間終了(直営による運営管理を実施)	78百万円
合 計	—	—	449百万円

○ 市立保育所の民営化

平成24年度時点で民営化対象25施設中20施設（平成20年度～24年度では6施設）を民営化

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合 計
民営化数	1施設	1施設	1施設	1施設	2施設	6施設
行革効果額	60百万円	47百万円	41百万円	32百万円	47百万円	227百万円

○ 家庭ごみ収集委託率

平成24年度末時点で96.9%を委託

(単位:%)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
委託率	94.0	94.8	95.1	95.1	96.9

○ 下水処理場のアウトソーシング

泉北、石津、三宝下水処理場の業務委託実施

下水処理場名	委託内容
泉北下水処理場	平成20年度～夜間運転委託、平成24年度～包括的民間委託
石津下水処理場	平成21年度～夜間運転委託、(平成25年度～包括的民間委託)
三宝下水処理場	平成22年度～夜間運転委託

○ 総務事務センターの設置

平成21年度から総務事務センターを設置し、定型・反復的な事務処理について、事務を集約化し外部委託することにより、効率化やコスト削減等に取り組んでいます。

外郭団体の見直し

○ 外郭団体の統廃合

平成22年度に「外郭団体の見直し方針」を策定し、外郭団体の統廃合や自律的経営の促進、市としての財政的・人的関与のあり方等についての見直しに取り組んでいます。

平成20年度：21団体 ⇒ 平成24年度：17団体

年 度	外郭団体数	主な見直しの内容	行革効果額
平成20年度	21	—	—
平成21年度	21	—	—
平成22年度	20	○平成22年12月に(財)堺市科学教育振興会を解散	0.7億円
平成23年度	18	○平成24年3月に(財)堺市福祉サービス公社及び(財)堺市水道サービス公社を解散	5.9億円
平成24年度	17	○平成25年3月に(財)堺市都市整備公社を解散	8.8億円
(平成27年度)	(16)	○平成28年3月に堺市土地開発公社を解散予定	—

○ 市OB職員の外郭団体役員報酬基準額について

平成23年度以降に役員就任した市OB職員に対して、報酬基準額及び報酬限度額を次のとおり定めています。

	月 額	年 額
理事長 副理事長	基準額 352,600円 (限度額 455,400円)	基準額 4,231,200円 (限度額 5,464,800円)
専務理事 常務理事	基準額 336,600円 (限度額 434,700円)	基準額 4,039,200円 (限度額 5,216,400円)

※役員には、従前どおり、退職手当は支給しない。

○ 外郭団体経営評価システムの導入

外郭団体が経営資源を戦略的に活用し、低コストかつ良質なサービスを提供するとともに、健全で自律的な経営基盤を確立するために、PDCAマネジメントサイクル^{*15}に基づく「堺市外郭団体経営評価システム」を平成23年度から実施しています。

市税等の歳入確保

○ 市税収納率の向上

平成20年度：98.15% ⇒ 平成24年度：98.56%

市税コールセンター及び財産調査センターの活用や債権回収の集約化等による市税収納率の向上を図っています。

財産の有効活用

○ 未利用・低利用財産の有効活用

堺市公有財産管理・活用庁内委員会において、未利用・低利用財産の有効活用を検討し、売却や貸付けが最も有効な利活用方法であると判断された財産について、売却や貸付けを進め、歳入確保や管理経費の削減に取り組んでいます。

年 度	主な売却地	主な貸付け地	行革効果額
平成20年度	長曽根町市有地	甲斐町東市有地	16.7億円
平成21年度	金岡町市有地	出島西町市有地	0.9億円
平成22年度	今池町市有地など	宿院町西市有地など	1.8億円
平成23年度	晴美台市有地など	戎島町市有地	5.2億円
平成24年度	金岡町・旭ヶ丘中町市有地など	香ヶ丘町市有地など	6.0億円
合 計	—	—	30.6億円

公営企業の見直し

○ 市立堺病院の地方独立行政法人^{*16}化

地方独立行政法人の特徴である自律性、機動性、透明性を最大限に発揮し、高度で良質な医療の提供と効率的な病院経営をめざして、平成24年度に市立堺病院を地方独立行政法人へ移行しました。地方独立行政法人化により市として運営負担金3.9億円の削減を図っています。

3. 対応すべき課題

(1) 今後予想される財政状況

わが国においては、今後、生産年齢人口^{*17}の減少による税収の減少や超高齢社会^{*18}の進展による社会保障費の増大などが予測されており、このことは本市の行財政運営にも大きな影響を及ぼすものと考えられます。

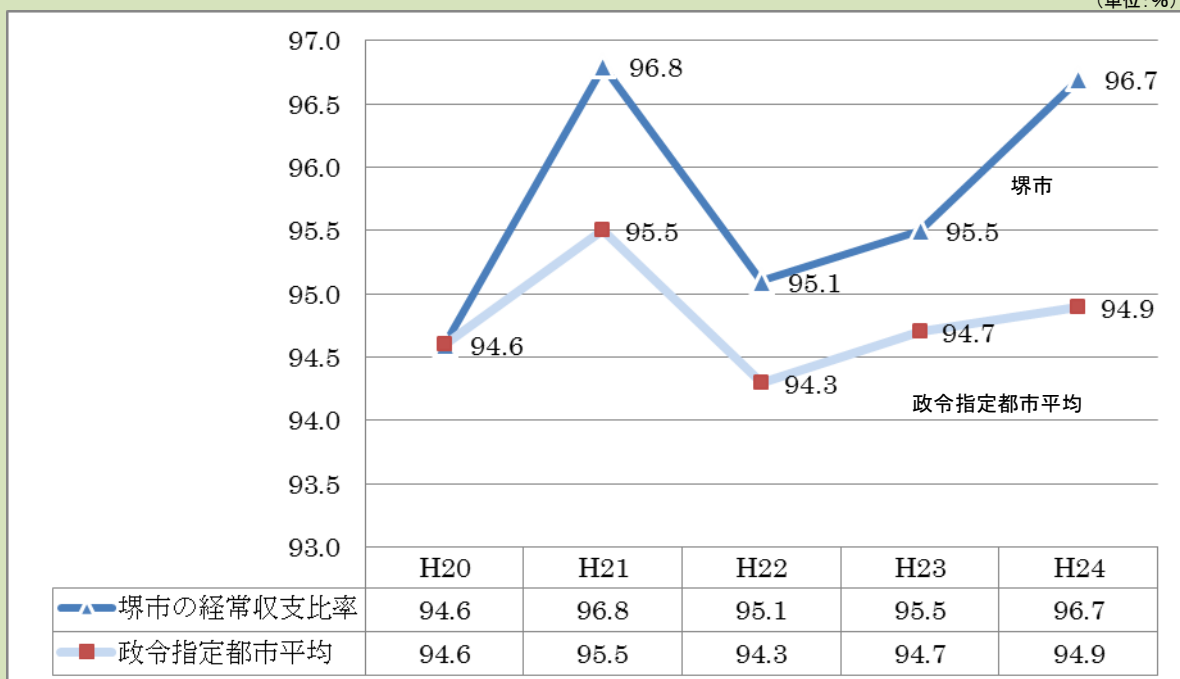
加えて、全国的な課題である公共施設の更新について、本市の公共施設は30年以上前に建築した施設が全体の約5割を占めるなど、他の地方自治体と同様に高度経済成長時代に人口増加を背景に整備した多くの公共施設が更新や大規模改修の時期を迎えようとしています。

本市においては、政令指定都市の中でトップクラスの財政状況を構築し堅持していますが、地方自治体の財政の弾力性を示す指標である経常収支比率^{*19}については、政令指定都市平均と比較して高い状態にあるうえに、前述の将来見通しにより、今後さらに財政構造の弾力性の低下が懸念されるところです。

このような中、将来にわたって市民ニーズに適切に対応したサービスを安定的に提供していくためには、歳出削減や歳入確保に努め、健全な財政状況を堅持し続けていく必要があります。

経常収支比率の推移

(単位: %)

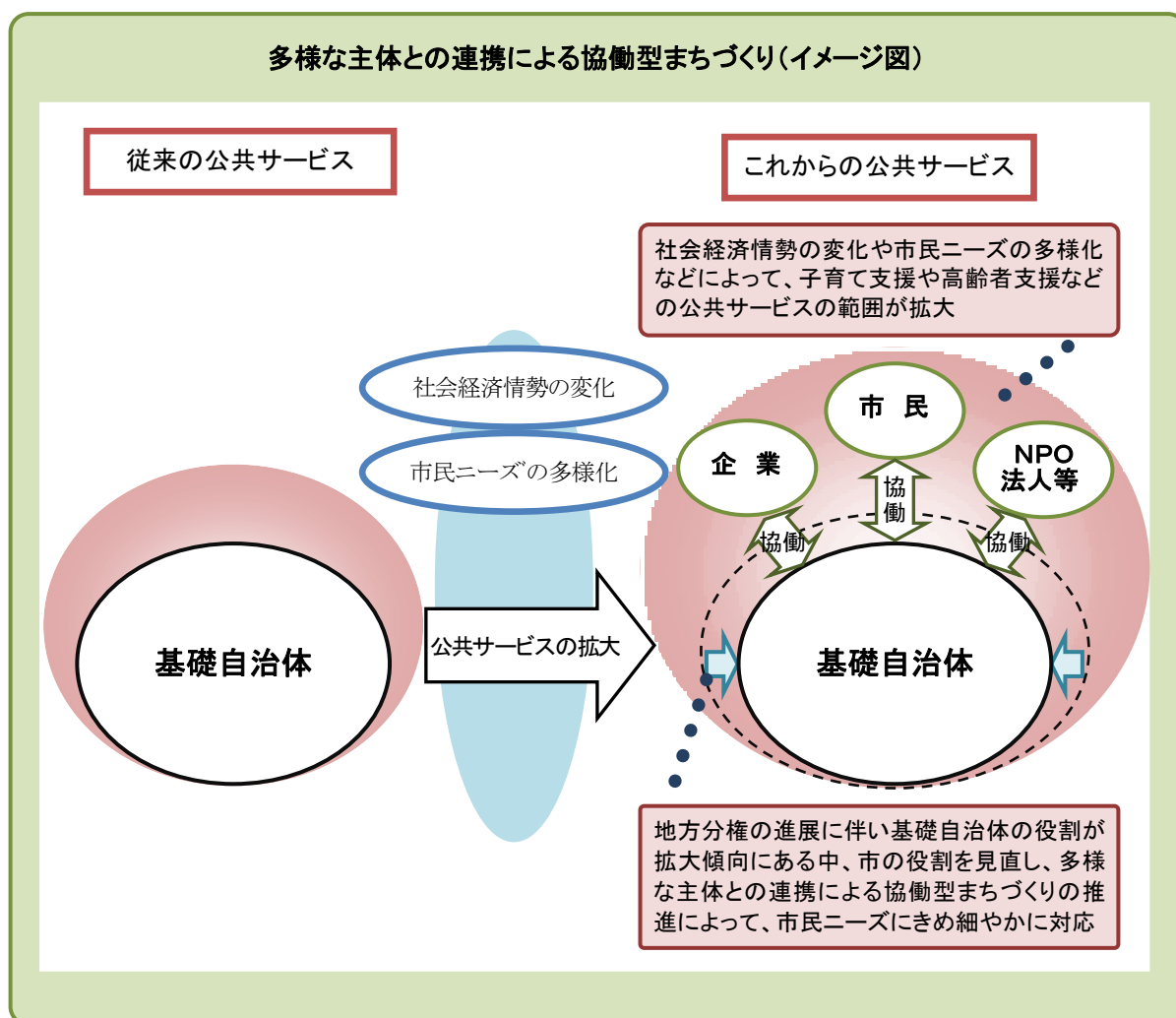


(2) 行政課題の多様化

地方分権の進展に伴い、市民に最も身近な基礎自治体の自己決定権の範囲は拡大してきています。

このような中、多様な市民ニーズに適切に対応していくためには、市民に近いところに財源や権限を移していくという「ニア・イズ・ベターの原則」に基づき都市内分権を進めるとともに、行政だけでなく、市民や地域団体、NPO法人^{*20}、企業等の多様な主体が自主的・主体的となって、それぞれの得意分野や特性を活かしながら相互に連携する協働型まちづくりを進めていく必要があります。

また、「民間でできることは民間に委ねる」という考え方に基づき、公益性や継続性などの観点も十分に踏まえたうえで、民間事業者が有するノウハウ等を活用することが、より効果的かつ効率的である場合には、競争原理を導入して経済性などを確保しながら、アウトソーシングの推進に努め費用対効果の向上を図っていく必要があります。



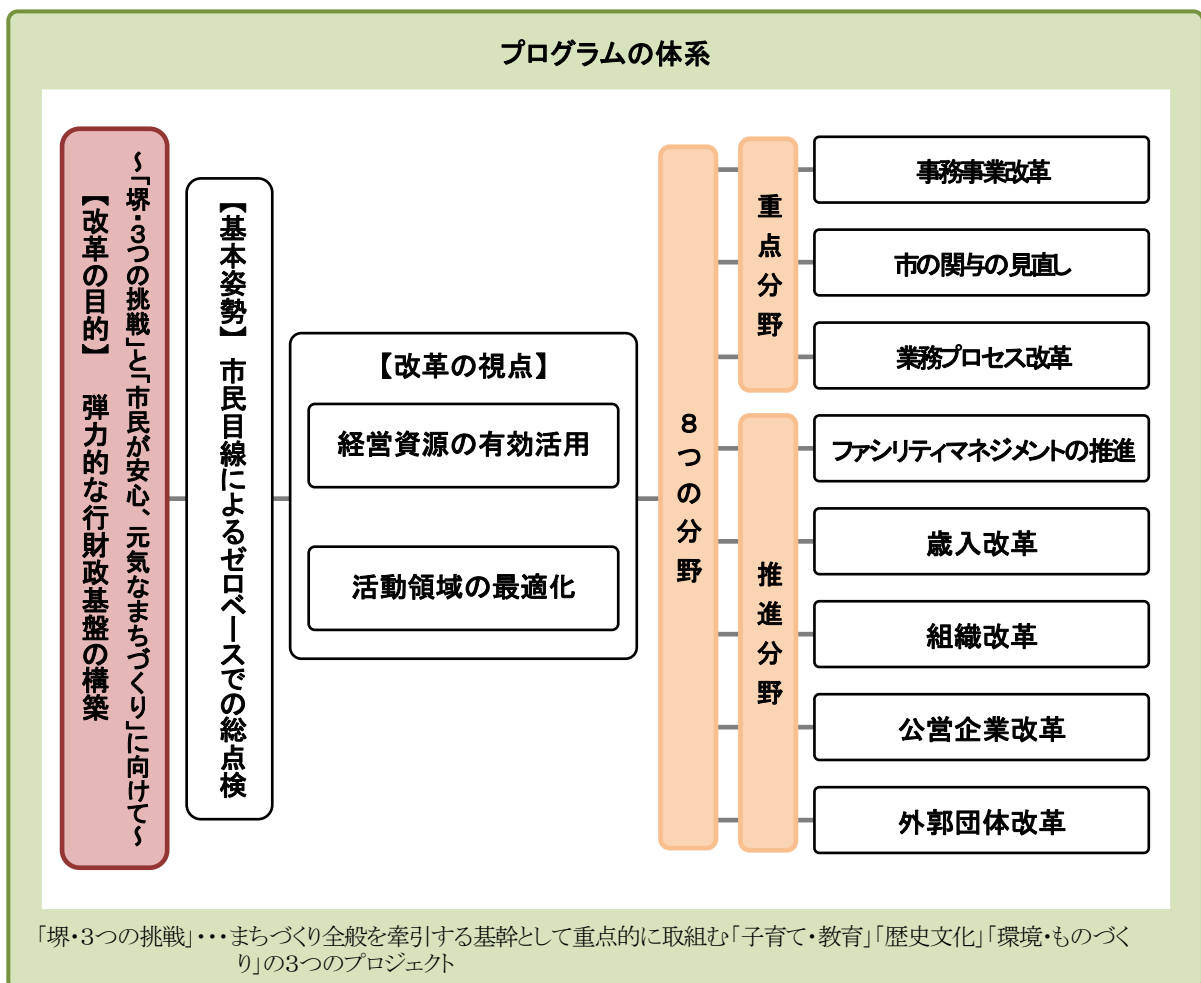
第2章 基本事項

1. 基本的な考え方

これまでの行財政改革の取組みにより、本市の財政状況については政令指定都市トップクラスとなる財政状況を堅持しているところですが、今後、生産年齢人口の減少による税収の減少や超高齢社会の進展による社会保障費の増大などが予想されることから、財政構造の弾力性の低下が懸念されます。

このような中、本市が将来にわたり市民サービスの維持・向上を図っていくためには、平成26年度以降においても、持続的に行財政改革に取り組んでいく必要があります。

本プログラムでは、「堺・3つの挑戦」と「市民が安心、元気なまちづくり」を着実に進めていくために、「弾力的な行財政基盤の構築」を改革の目的として、「市民目線によるゼロベースでの総点検」という基本姿勢のもと、「経営資源の有効活用」と「活動領域の最適化」の視点を持って、「8つの分野」における行財政改革に全庁一丸となって取り組んでいきます。



2. 改革の目的

【改革の目的】 弾力的な行財政基盤の構築
～「堺・3つの挑戦」と「市民が安心、元気なまちづくり」に向けて～

今後、少子高齢化など社会経済情勢が大きく変化する中であって、限られた経営資源のもとで市民ニーズや行政課題に適切に対応していくためには、財政構造の弾力性を高めるとともに、少数精鋭によるスリムで強じんな組織体制やスピード感を発揮できる業務推進体制の構築などが必要となります。

不断の行財政改革の取組みを通じて、財政面や組織・人員体制面などの弾力的な行財政基盤を構築し、費用対効果の高い効率的な行政運営を進めながら、「堺市マスタープラン」に掲げる「堺・3つの挑戦」、そして「市民が安心、元気なまちづくり」を着実に推進していきます。

3. 基本姿勢

【基本姿勢】 市民目線によるゼロベースでの総点検

「市民目線によるゼロベースでの総点検」とは、市役所を真に「市民のために役立つ所」とするために、市の仕事について常に市民目線により、その必要性や効果、効率性等を検証し、既存の枠組みや従来の発想にとらわれることなく、ゼロベースで仕事のあり方を見直すことです。

この基本姿勢のもと、職員一人ひとりがコスト意識を徹底し、自らの仕事のあり方について常に問い直し、スピード感を持って業務を遂行することによって、全庁一丸となった行財政改革を推進します。

4. 改革の視点

【改革の視点】

「経営資源の有効活用」 「活動領域の最適化」

経営資源の有効活用

「最少の経費で最大の効果」をあげるためには、費用対効果を最大限に高めることが必要となります。

費用対効果の最大化に向けて、市が保有するヒト、モノ、カネ、そして情報等の全ての経営資源を洗い出し、必要性や優先性、重要性などの観点を踏まえ、選択と集中によって限られた経営資源の最適配分を行います。

また、モラル（士気）と政策立案能力の向上による職員一人ひとりの資質向上や公有財産の有効活用など、限られた経営資源の価値を高める取組みを進めていきます。

活動領域の最適化

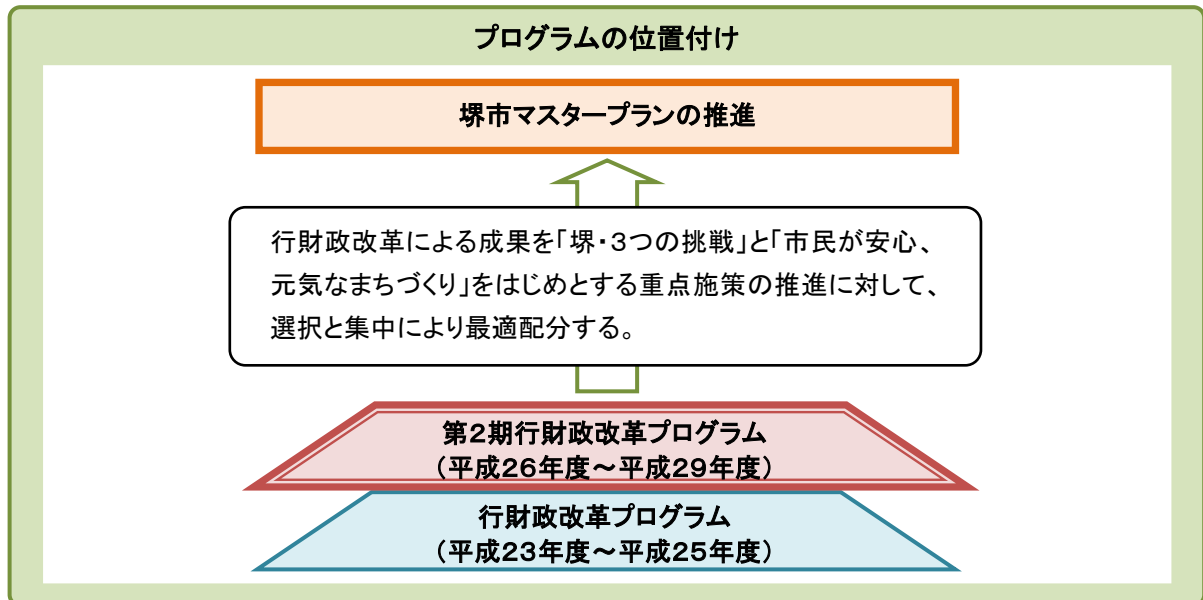
社会経済情勢の変化により、高齢者支援策の充実や雇用促進の強化をはじめ、公共サービスの範囲は拡大してきています。

このような中、多様化する市民ニーズに適切に対応していくためには、積極的に市民への情報提供を図り、市民や地域団体、NPO法人、企業等の多様な主体と市が協働や役割分担を行える仕組みを構築する必要があります。

そのため、社会経済情勢が変化する中、市民や地域団体、NPO法人、企業等が担うことがふさわしい分野については、積極的に市民や地域団体、NPO法人、企業等に委ねたり、コミュニティビジネスやソーシャルビジネスの支援を行うなど、地域社会が持つ様々なポテンシャルを引き出しながら、公共サービスの提供における市の役割を見直し、市が担うべき活動領域の最適化を通じて、協働型まちづくりを推進していきます。

5. 位置付け

「行財政改革プログラム（平成23年度から平成25年度）」における取組成果を踏まえ、「市民目線によるゼロベースでの総点検」の基本姿勢を継承した本プログラムの推進を通じて、弾力的な行財政基盤の構築を図り、「堺市マスタープラン」に掲げる「堺・3つの挑戦」、そして「市民が安心、元気なまちづくり」をはじめとする重点施策を着実に進めます。



6. 計画期間

平成26年度～平成29年度（4年間）

本プログラムの計画期間は、平成26年度から平成29年度までの4年間とします。

7. 目標

計画期間中に320億円以上の行財政改革を推進します。

「8つの分野」における全ての個別取組について「工程表」を作成し、PDCAマネジメントサイクルを活用して、毎年度の達成状況や課題の検証等を行い、本プログラムの適切な進捗管理を行っていきます。

毎年度の適切な進捗管理を通じて、財政構造の弾力性を高めるとともに、スリムで強じんな組織体制の構築に努め、4年間の計画期間においては歳入・歳出合わせて320億円以上の行財政改革を推進します。

第3章 取組内容

平成26年度からの4年間においては、3つの重点分野（事務事業改革・市の関与の見直し・業務プロセス改革）と5つの推進分野（ファシリティマネジメントの推進・歳入改革・組織改革・公営企業改革・外郭団体改革）からなる「8つの分野」において、着実に行財政改革を推進していきます。

なお、それぞれの個別取組については、必要に応じて随時追加等を行うとともに、スケジュール等については、別途「工程表」を作成し市ホームページで毎年度公表します。

重点分野1. 事務事業改革

（1）取組方針

「堺・3つの挑戦」と「市民が安心、元気なまちづくり」を着実に推進するためには、経営資源を選択と集中により最適配分したうえで、効果的かつ効率的に事務事業を実施し、最大限の事業効果をあげていかなければなりません。

また、市民ニーズや社会経済情勢の変化などを踏まえ、常に事業の必要性や効果、手法等を検証し、スクラップアンドビルド^{*21}等の見直しを適切に行うことが必要となります。

そのためには、PDCAマネジメントサイクルによって、全ての事務事業の必要性や目的を明確にしたうえで、目標達成に向けて効果的かつ効率的に事業推進に取り組むとともに、外部評価機能を活用して事業効果の検証機能を強化するなど、事務事業の費用対効果を高める仕組みづくりを進めます。

（2）個別取組

① 「事務事業の総点検」の強化 【行革推進課】

本市の事務事業評価システムである「事務事業の総点検」については、事務事業の検証ツールである「事務事業総点検シート」を改訂するとともに、2次点検に外部の専門的視点を活用した評価機能の構築を図ることにより、さらなる評価機能の強化及び事務事業の費用対効果の向上に努めます。

また、これまでの取組みを踏まえ、公営企業会計（水道事業会計・下水道事業会計）や特別会計についても「事務事業の総点検」を導入します。

[目標]

- ・平成26年度 特別会計において「事務事業の総点検」を導入
- ・平成26年度 2次点検における外部の専門的視点の活用
- ・平成27年度 公営企業会計において「事務事業の総点検」を導入

[行革効果額]

毎年度：14.5億円以上

② 「みんなの審査会」の実施 【行革推進課】

市民参加型事業評価として、より有効な議論が行える仕組みづくりや事業選定方法、審査結果の反映方法等について改善を行い、市民目線を取り入れた効果的かつ効率的な事務事業の見直しを進めます。

[目標]

- ・「改善率」（見直しがなされた事業の割合）の向上
平成24年度 80% ⇒ 平成29年度 85%以上

[行革効果額]

毎年度：0.5億円

③ 出先施設におけるコピー機のデジタル複合機化及び契約事務集約 <新規>

【情報化推進課】

出先施設には各施設（課）で契約するコピー機と情報化推進課が契約する庁内LAN*22プリンタを設置していますが、2台の機器の機能を合わせデジタル複合機化し1台にすることで、印刷コストの削減・省スペース化・省電力化・ペーパーレス化を図ります。

また、デジタル複合機調達について、契約事務・支払い事務等の関連事務を一括して実施することにより、事務の効率化を図ります。

[目標]

- ・平成29年度までに全出先施設コピー機をデジタル複合機化及び事務集約を実施

[行革効果額]

平成26年度：0.1百万円
平成27年度：0.2百万円
平成28年度：0.2百万円
平成29年度：2.5百万円

④ 支援事業の活用による堺エコロジー大学運営事業の経費削減 【環境共生課】

「瀬戸内オリーブ基金」や「大阪湾環境保全普及啓発支援事業」、「瀬戸内海の『里海づくり』支援事業」など、助成金や物品の支給等の支援事業を活用し、事業に係る経費

の削減を図ります。

[目標]

- ・各種支援事業の積極的活用による事業経費の削減

[行革効果額]

毎年度：0.5百万円

⑤ 施設のエネルギーマネジメント強化による省エネ・省コストの推進 《新規》

【環境都市推進部】

S-EMS^{*23}推進体制の強化や環境配慮契約法に基づく総合評価型落札方式の拡大等により、市有施設における光熱費の削減を図ります。

[目標]

- ・4か年計画で段階的に公共施設（原油換算年間30キロリットル以上の20施設）の4%以上のエネルギー消費の削減
- ・指定管理施設（6施設）において、4か年計画で段階的に省エネに関する提案を含める総合評価型落札方式の採用に向けた取組み
- ・4か年計画で段階的に年間電気使用量100万円以上の施設（18施設）における環境配慮型電力入札の実施

[行革効果額]

平成26年度：1百万円

平成27年度：2百万円

平成28年度：13百万円

平成29年度：14百万円

⑥ 学校園で使用する電力供給契約の検討 《新規》 【施設課】

学校園施設で使用する電力の供給契約について、調査・研究のうえ、入札を実施するとともに、その効果について検証を行います。

[目標]

- ・契約条件や入札手法等を検討のうえ、平成27年度に入札を実施

重点分野２． 市の関与の見直し

（１）取組方針

求められる公共サービスの範囲が拡大する中、限られた経営資源のもとで適切に市民ニーズに対応していくためには、多様な主体との協働や役割分担により、市が担うべき役割について適切に見直しを図っていかねばなりません。

これまでも、子育てや福祉、防災等の分野で、広範な市民活動に支えられたまちづくりを進めてきましたが、今後も市民や地域団体、ＮＰＯ法人、企業等の多様な主体との協働や役割分担を図り、それぞれの得意分野や特性を活かしながら協働によるまちづくりを進めていきます。

また、公益性や継続性などの観点も踏まえ、市が担うべき役割や直接執行すべき内容等を十分に見極めたうえで、民間に委ねたほうが効果的かつ効率的にサービスを提供することが可能な場合には、適切にアウトソーシングの推進を図ります。

さらに、きめ細やかな市民サービスを持続的にしていくための仕組みとして、適切な受益者負担のあり方などについても検討を行い、市の役割や関与についての適正化を図ります。

（２）個別取組

① 多様な担い手によるシティプロモーションの推進 【広報課】

シティプロモーション認定事業など、行政単体ではなしえない民間主体の効果的・効率的なシティプロモーション活動を推進するため、担い手の拡充と堺のポテンシャルを発掘する事業を継続的に実施します。

[目標]

シティプロモーション認定事業の採択事業数

- ・平成２６年度、平成２７年度 ４件
- ・平成２８年度 ５件
- ・平成２９年度 ６件

② 避難者による避難所の自主運営の推進 【危機管理室】

災害時には避難者など（地域住民）が主体となって避難所を運営できるよう自主防災組織等による避難所運営訓練を推進し、行政と避難者（地域住民等）が連携した避難所運営体制を構築します。

[目標]

- ・平成26年度～平成29年度 避難所運営訓練等の推進
- ・平成29年度 避難者（地域住民等）と連携した避難所運営の実施

③ 指定管理者制度の推進 【行政管理課】

非公募により指定管理者を選定している公の施設について、設置目的を達成し、サービスの質的向上と管理経費の削減が期待できる場合は、広く公募による選定を推進します。

また、直営により管理している公の施設について、民間ノウハウの活用によるサービス向上が図られる場合は、積極的に制度導入を推進します。

[目標]

- ・非公募施設の公募化及び制度導入の推進

④ 指定管理者第三者評価制度の実施 【行政管理課】

指定管理者による1次評価及び所管部局による2次評価を行うとともに、それらの評価方法や結果等を含め、指定管理者制度の運用等について第三者の立場から外部有識者の意見を聴取するため指定管理者制度懇話会を開催し、その結果を反映させることで公の施設のより効果的かつ効率的な管理運営を図ります。

[目標]

- ・毎年度、1次評価・2次評価の実施及び指定管理者制度懇話会の開催

⑤ 使用料・手数料等の適正化 【財政課】

平成26年度を目途に類似事業における受益者負担額設定の考え方の整理などを行い、平成27年度以降に各事業課において、受益者負担の見直しを行います。

[目標]

- ・適正な受益者負担の設定

⑥ 補助金、単独扶助、負担金等の見直し 【財政課】

社会経済情勢や市民ニーズの変化等を踏まえ、事業の必要性、効果・公益性等の観点から、予算編成などの機会を捉えて定期的に見直しを行います。

[目標]

- ・社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえた補助金、単独扶助、負担金等の適正化

⑦ （仮称）区教育審議会の設置 <<新規>> 【教育政策課・市民人権総務課・各区役所】

地域全体で子どもの成長を支え、地域の声を活かし、地域に根ざした教育を推進するため、区民等を委員とした（仮称）区教育審議会を各区に設置し、区域の教育力向上に関する方策について調査・審議します。

[目標]

- ・平成26年度 制度の調査・研究
- ・平成27年度 各区に設置

⑧ (仮称)区民ボード(区民評議会)の設置 <新規>

【市民人権総務課・各区役所企画総務課】

本市の都市内分権を推進し、市民参加や地域力を活かした市民主体のまちづくりを進めていくための新たな仕組みとして、「区民まちづくり会議」の機能をさらに強化・充実させた「(仮称)区民ボード(区民評議会)」を各区に設置します。

[目標]

- ・平成26年度 制度の調査・研究
- ・平成27年度 モデル区において設置

⑨ 人権ふれあいセンター指定管理者制度の導入 <新規>

【人権ふれあいセンター管理課】

人権ふれあいセンターの利用者サービス向上と、より効果的・効率的な管理運営を図るため指定管理者制度を導入します。

[目標]

- ・平成26年度 指定管理業務(準備期間分)の実施
- ・平成27年度 指定管理業務の完全実施

[行革効果額]

平成27年度：2.6億円

⑩ 文化財調査業務に係る作業のあり方検討 【文化財課】

発掘調査における民間委託のあり方を検討します。

[目標]

- ・平成28年度までに民間委託業者の選定手法の確立

⑪ みはら歴史博物館の管理運営手法の見直し 【みはら歴史博物館】

みはら歴史博物館について、館の活性化及び効率的な運営方法について検討します。

[目標]

- ・来館者数の向上

平成24年度 11,924人 ⇒ 平成29年度 15,000人

⑫ 太陽光発電等設置補助金の見直し <新規> 【環境エネルギー課】

太陽光発電システム等の設置経費及び固定買取価格の推移等の情勢の変化を鑑み、これまでより二酸化炭素削減効果の高い住宅の実現を推進するため、より効率的な導入促進に対する補助制度への見直しを図ります。

[目標]

- ・平成26年度 新たな補助制度への移行

[行革効果額]

平成26年度：0.95億円

⑬ ソーシャルビジネスの促進 <新規> 【健康福祉総務課】

超高齢社会において必要となる衣食住や余暇活動、介護など生活全般にわたるサービスの提供などを中心とした社会的課題をビジネス的手法で解決するソーシャルビジネスについて、認知度の向上に努めるとともに、事業者等の実態把握や担い手育成、総合的な支援体制の構築を行い、ソーシャルビジネスによる地域課題の解決、新産業や雇用の創出を推進します。

[目標]

- ・平成26年度にガイドラインを作成
- ・平成29年度までに6事業者創出
(平成27年度：1事業者、平成28年度：2事業者、平成29年度：3事業者)

⑭ 老人福祉センターにおける受益者負担の検討 【高齢施策推進課】

老人福祉センターのあり方懇話会（平成25年度開催）での意見を参考に、老人福祉センターの施設利用にかかる受益者負担のあり方、対象となる事業等を検討します。

[目標]

- ・平成26年度から、受益者負担のあり方、対象となる事業等を検討

⑮ 市立保育所の民営化の推進 【保育推進課】

多様化する保育ニーズに対応した施策やサービスの提供を行い、効果的かつ効率的な認可保育所の運営等を図るため、民営化対象保育所の民営化を推進します。

[目標]

- ・平成28年度以降、毎年度1施設以上の民営化を実施

[行革効果額]

平成28年度：35百万円

平成29年度：35百万円

⑩ コミュニティサイクル事業の管理運営のあり方の見直し 【自転車まちづくり担当】

業務委託を行っているコミュニティサイクルポート管理運営業務について、指定管理者制度移行を含めた効果的かつ効率的な管理運営のあり方を検討します。

[目標]

- ・平成28年度 効果的かつ効率的な管理運営を実施

⑪ 公園の魅力を高める管理運営の推進 【公園監理課】

公園を活性化する管理運営を推進するため、指定管理者制度や設置許可制度・管理許可制度の導入の検討を行うなど、公園管理運営への多様な主体の参画を促進します。

特に、地域に密着した小規模な公園について、地域ボランティアである公園愛護会の活力を活かし、効果的かつ効率的な管理運営を行います。

[目標]

- ・市民主体で維持管理に取り組む公園（行政が除草、清掃を行わない公園）を増加

平成24年度 472公園 ⇒ 平成29年度 512公園

[行革効果額]

平成26年度：0.2百万円

平成27年度：0.2百万円

平成28年度：1.1百万円

平成29年度：1.8百万円

⑫ 消防協力事業所の拡大 【警防課】

大規模特殊災害発生時に備え、企業・事業所の組織力を活かし、各事業所がボランティアとして活動できる体制を構築し、地域防災力の強化に取り組みます。

[目標]

- ・新規登録事業所 毎年度60事業所

平成25年4月現在647事業所、最終目標 約2,000事業所

⑬ 効率的な学校施設管理の推進 【教育委員会事務局総務課】

用務業務を中心とした施設管理業務を総合的に見直し、効果的かつ効率的な管理を推進します。

[目標]

- ・平成26年度 小学校・特別支援学校・高等学校の全校委託化

- ・平成26年度 短期臨時職員による幼稚園の施設管理

[行革効果額]

平成26年度：1.6億円

⑭ すこやか子ども事業（青少年育成活動）の見直し 《新規》 【地域交流課】

すこやか子ども事業（青少年育成活動）の運営を現在の直営から委託へ移行します。

[目標]

- ・平成２７年度 外部委託による事業実施

[行革効果額]

平成２７年度：４１百万円

重点分野３． 業務プロセス改革

（１）取組方針

「組織及び運営の合理化」を進めるためには、スリムで強じんな組織・人員体制の構築を図るとともに、職員のモラル（士気）と資質の向上に取組み、少数精鋭による機動性の高い業務推進体制を構築することが必要となります。

少数精鋭の組織体制のもとで、効果的な事業推進を図るために、新たなＩＣＴ^{*24}の積極的な活用や内部管理マネジメントの推進等に努めるとともに、業務の集約化やスピード化、効率化、削減等の様々な観点から仕事のやり方や推進体制などについても抜本的な改善に取り組めます。

これらの取組みにより「組織及び運営の合理化」を図り、利便性の向上に努めることにより、市民の満足につながる行政サービスを提供する仕組みを構築します。

（２）個別取組

① 内部管理マネジメントの推進 【行政管理課】

内部統制^{*25}の考え方を活用し、業務プロセスにおけるリスクや責任の所在等を明らかにするとともに、マニュアルの作成等を通じて、業務の効率化を進めます。

[目標]

- ・組織横断的又は全庁共通のリスクへの対応やムリ・ムダ・ムラの改善等について検討のうえ、共通のルールや基準の整備等を実施

② 電子決裁の推進による事務の効率化 【法制文書課】

スキャナ機能を利用した紙文書の電子化や文書管理システムの公印審査機能の活用を徹底することで、電子決裁率の向上を図ります。

[目標]

- ・電子決裁率の向上

平成２５年度見込み ６０％ ⇒ 平成２９年度 ６５％

③ 情報システム統合基盤の構築 <新規> 【情報化推進課】

情報システム最適化プログラムにおける「サーバ統合」及び「ネットワーク統合」の取組みを進展させた「情報システム統合基盤」を構築し、全庁システムの全体最適化を図ります。

[目標]

- ・平成26年度 基幹ネットワーク機器の統合・情報システム統合基盤構築
- ・平成29年度 19システムの移行完了

[行革効果額]

平成29年度：0.6億円

④ 電子申請・届出サービスの拡大 【情報化推進課】

既存の申請方法や届出手続きにとどまらない抜本的な手法の導入とこれらに対応したシステムのリニューアルを検討するなど、電子申請・届出サービスの多様化やオンラインによる申請・届出手続きの拡充に取組みます。

あわせて、市民へのサービス内容の周知を強化することで、市民の利便性のさらなる向上と事務処理の迅速化・効率化に取組みます。

[目標]

- ・電子申請件数の向上

平成24年度 19,880件 ⇒ 平成29年度 85,000件

⑤ 総務事務センターの運営 【総務サービス課】

内部管理事務のうち定型、反復性の高い事務及び専門知識を必要とする複雑な事務処理を総務事務センターに集約し、外部委託することにより事務の効率化、コスト削減を図ります。

内部管理マネジメントの推進と連携し、総務事務センターの活用を推進します。

[目標]

- ・総務事務センターの効率的な運営
- ・内部管理マネジメントの推進に伴う業務範囲の拡充

[行革効果額]

平成26年度：0.67億円

平成27年度：0.58億円

平成28年度：0.98億円

平成29年度：1.03億円

⑥ 堺市電子調達・電子登録システム等の再構築 <新規> 【契約課】

現行システムで実現している入札の競争性、透明性及び公平性の確保、事務の効率性を維持しつつ、高いコストパフォーマンスの実現や運用管理の負担軽減、業務継続性の確保を実現します。

[目標]

- ・平成26年度 システム開発
- ・平成27年度 システム稼働

[行革効果額]

平成27年度：0.5億円

⑦ 契約手続きの最適化の推進 【契約課】

公共事業の契約にあたり、法令に基づいた事務執行を徹底するとともに、社会経済情勢の変化に即応した必要な制度改善を継続的に行います。

[目標]

- ・入札、契約事務に係る競争性、透明性、公平性及び適正な履行の確保

⑧ 物品・委託等における電子入札の導入 《新規》 【調達課】

物品調達、業務委託及びリース契約に電子入札を導入し、入札の競争性、透明性及び公平性をより一層向上させ、受注者の負担軽減、事務の効率化を図ります。

[目標]

- ・平成27年度 電子入札開始
- ・平成29年度 一般競争入札案件の電子入札化完了（年度末）

⑨ 契約手続きの最適化の推進 【調達課】

本市の物品調達、業務委託に関する考え方を示す「堺市調達方針」に基づき、契約事務の見える化を進めるとともに、効率的な契約制度の構築など制度全般の最適化を図ります。

[目標]

- ・平成29年度 方針に示す取組項目の検討、実施完了（引き続き最適化の推進は継続）

⑩ 保険年金電算システムの再構築後の費用適正化 【保険年金管理課】

システムの再構築に伴い、市民サービスの向上、運用・保守経費の削減、業務効率化を図るとともに、業務変更への柔軟かつ効率的な対応を可能にします。

[目標]

- ・平成26年度 機器リース料金の削減及び運用保守経費の削減

[行革効果額]

平成26年度：0.8億円

⑪ 法規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性、有効性の観点や内部統制評価の観点を重視した監査の実施 【監査委員事務局】

リスクアプローチによる監査の手法を研究し、監査における着眼点・項目等について常に見直しを行うことで効果的・効率的な監査を実施します。

また、監査の実効性を確保するため、監査結果に対する措置状況のフォローアップを継続的に行うとともに、外部視点の導入、監査委員を補助する事務局機能（人材育成）

の強化・充実を図ります。

[目標]

- ・ 内部統制部門（行政部）と連携し、指摘事項の事後検証の実施
- ・ 監査業務の一部について監査法人へアウトソーシングの継続実施
- ・ 外部専門機関の研修への積極的参加

⑫ 労働基準監督機能の充実 【人事委員会事務局】

労働基準法等関係法令の適用状況を把握し、必要に応じて改善指導を行います。

調査等を通じ、適正な勤務条件の確保及び快適な職場環境の形成を図るとともに、職員の健康保持、ワーク・ライフ・バランス^{*26}の意識を醸成し、時間外勤務の縮減を促します。

[目標]

- ・ 適用事業場調査の実施による労働基準法等関係法令の適用状況の把握
- ・ 労働基準法等関係法令の周知徹底による職員の適正な勤務条件及び安全の確保

推進分野4. ファシリティマネジメントの推進

(1) 取組方針

高度経済成長や人口増加を背景に整備された多くの公共施設が更新時期を迎えようとする中、公共施設の更新のあり方については全国の自治体共通の課題となっています。

本市においても、将来にわたって公共施設の維持管理費や建替費用等、大きな財政負担が見込まれる中で、コスト縮減や環境保全、安全性の確保等の観点からも、順次、適切な対応を行う必要があります。

今後は、多様化する市民ニーズに適切に対応していくため、施設の長寿命化や転用・集約・複合機能化といった既存施設を有効活用する方針に方向転換していくことが社会的な要請となっていることを踏まえ、公有財産を戦略的かつ適正に管理・活用していきます。

(2) 個別取組

① 未利用・低利用財産の有効活用 【財産活用課】

堺市公有財産管理・活用庁内委員会の効果的な運用を進め、将来にわたって庁内利用等がないと判断された未利用財産を売却します。

また、本来の用途に利用するまでの間に一時利用が可能な低利用財産は貸付けにより有効活用を図ります。

[目標]

- ・未利用財産の売却や低利用財産の貸付けを進め、財源の確保と管理経費を削減

[行革効果額]

平成26年度：11.0億円

平成27年度：2.0億円

平成28年度：2.0億円

平成29年度：8.0億円

② 「堺市市有施設等整備活用基本方針」に基づく用途分類別の実施計画を策定・推進 【財産活用課】

「堺市市有施設等整備活用基本方針」に基づく用途分類別の実施計画策定において、3つの基本方針（ライフサイクルコストの削減、施設総量の最適化、バリュー・アップ）を柱に堺市公有財産管理・活用庁内委員会で横断的に審議するなど、各所管における計画策定を支援し、ファシリティマネジメント^{*27}を推進していきます。

これらの取組みにより、計画的かつ効率的に公有財産の有効活用を図ることで、これからの時代の変化に対応し、将来世代に負担をかけない持続的な本市の発展に寄与します。

[目標]

- ・平成26年度から具体的な「実施計画」の策定を支援する取組みを実施

③ 堺市立すえむら資料館及び収蔵資料（重要文化財）のあり方 <新規> 【文化財課】

館のあり方も含め、効率的な運営と重要文化財等収蔵資料の適切な保存管理をめざします。

[目標]

- ・館のあり方も含めた効率的な運営や収蔵資料の適切な保存管理方法の検討

④ 健康増進福祉センターのあり方 【ちめが丘診療所】

「大仙西校区まちづくりグランドデザイン」に基づき、関係課との調整や地元の意向を確認しながら、市として今後の施設の効率的な運営方法を検討、決定していきます。

[目標]

- ・平成29年度までに効率的な施設運営を実現

⑤ 勤労青少年ホームの機能廃止 【雇用推進課】

勤労青少年ホームを機能廃止します。

[目標]

- ・平成26年度 機能廃止

[行革効果額]

平成26年度：2百万円

平成27年度：7百万円

⑥ 青果地方卸売市場のあり方 【農水産課】

全市的な視点から必要性や費用対効果等を総合的に点検し、継続、廃止、民営化も視野に入れて運営方法を検討します。

[目標]

- ・青果地方卸売市場の運営方法の検討、調整の実施

⑦ 堺市営住宅長寿命化計画の推進 【住宅まちづくり課】

堺市営住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅の計画的な建替、改善、維持保全を行います。また、再配置（建替、用途廃止等）に伴い生じる余剰地について、転用や売却を進めます。

[目標]

- ・建替え事業の計画的な推進

平成27年度に小阪住宅（第2期）及び協和町・大仙西町住宅（第1期）の建替えを完了

- ・改善事業の計画的な推進（E V設置、外壁改修）

⑧ 市営住宅の空き駐車場の貸付 【住宅改良課】

協和町・大仙西町住宅における住民用駐車場について、空き区画が目立っている状況のもと、これを有効に活用していくため、一定の区画を暫定的なコインパーキング用地として、民間業者に貸付け、歳入確保を図ります。

[目標]

- ・平成26年度 新たに1箇所の貸付けを実施

[行革効果額]

平成26年度：0.3百万円

平成27年度：0.5百万円

平成28年度：0.5百万円

平成29年度：0.2百万円

⑨ 市立堺駅前駐車場のあり方 【土木監理課】

市立堺駅前駐車場事業の上位となる「堺市駐車場整備計画」の見直しが平成26年度中に行われる予定（建築都市局）であり、平成27年度以降における利活用の方向性を検討します。

[目標]

- ・平成27年度以降における利活用の方向性を検討

⑩ 道路・橋梁の長寿命化（道路） 【土木監理課】

堺市内の路面の現状を把握するために路面性状調査を実施し、調査結果をもとに劣化の進み具合を考慮しながら各年度の補修量、補修費を予測し、補修時期の平準化を図りつつ、最も適した補修時期を決定することで、維持管理費の縮減を図ります。

また、国の通知によるインフラ長寿命化の計画策定や計画に基づく取組みを推進していきます。

[目標]

- ・対象路線（127路線、延長32.6km）について、路面性状調査の実施と舗装修繕計画の見直し
- ・各地域整備事務所において舗装補修工事を国の交付金を活用して実施

⑪ 道路・橋梁の長寿命化（橋梁） 【道路整備課】

本市が管理する687橋に対し、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、5年に1回のペースで定期的に点検を行い、損傷を早期に発見し損傷が拡大する前に計画的に補修することで補修時期の平準化と維持管理費の縮減を図ります。

また、国からの交付金を活用して事業を推進します。

[目標]

- ・橋梁の安全性を確保し、道路交通ネットワーク機能を良好に維持
- ・「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な維持管理を実施

⑫ 学校園建物の老朽化対策の実施 <新規> 【施設課】

学校園の建物の老朽化対策として、建物の安全面・機能面の改善を行い、安全安心で質の高い教育環境を維持するために、従来の事後保全型の施設整備から予防保全型の施設整備を行うための中長期的な整備計画の策定に取り組めます。

[目標]

- ・平成25年度及び26年度に昭和46年以前に建築された校舎を対象として建物の老朽化を判断するための基礎調査を実施
- ・平成26年度から中長期的な整備計画を策定
- ・平成29年度から老朽化対策事業の本格実施

⑬ 小規模校の再編整備 【学校環境整備室】

小規模校における児童生徒や学校運営に関する様々な課題を解消し、より良い教育環境を整えて子どもたちの健全な成長を図るため、再編整備を行います。

[目標]

- ・再編整備対象校を選定し、順次規模の適正化を図り、年間管理運営費を削減

⑭ 幼児教育基本方針に基づく市立幼稚園の再編 【学校環境整備室】

子ども・子育て支援新制度を踏まえながら、全ての幼児を対象とした幼児教育施策の充実や市立幼稚園の再編に取り組めます。

[目標]

- ・全ての幼児を対象とした幼児教育施策を推進し、順次市立幼稚園の再編を図り、年間管理運営費を削減

推進分野５． 歳入改革

（１）取組方針

少子高齢社会の進展など、今後厳しさを増すことが予想される財政状況のもとで、「堺・３つの挑戦」と「市民が安心、元気なまちづくり」を着実に推し進めていくためには、選択と集中により経営資源の最適配分を図りながら、歳入確保にも引き続き積極的な取組みを進め、健全で持続可能な財政基盤を構築する必要があります。

今後引き続き、市税をはじめ、国民健康保険料、介護保険料、保育料、市営住宅の使用料等の収納率の向上に努めるとともに、公共施設や公用車等を広告媒体として活用する広告事業のさらなる推進や新たな歳入確保の取組みについても積極的に進めていきます。

（２）個別取組

① 広告事業の推進 【財産活用課】

市が保有する財産に民間企業等の広告掲載を行うなどし、経費節減及び歳入確保をさらに推進します。

[目標]

- ・平成２７年度までに、財産を広告媒体として活用する際のガイドラインを策定
- ・平成２８年度以降、広告掲載事業を推進

② 市税の収納率の向上 【収税課】

市税コールセンターへの委託業務を拡大し、財産調査センターを活用するとともに、徴収業務の集約をはじめとした徴収体制の強化を行い、市税収納率の向上を図ります。

[目標]

- ・現年課税分収納率の向上

平成２４年度 ９８．５６％ ⇒ 平成２９年度 ９９．０％超

[行革効果額]

平成２６年度：１．３億円
平成２７年度：２．６億円
平成２８年度：３．９億円
平成２９年度：５．３億円

③ 徴収困難な事案の債権回収の推進 【債権回収対策室】

徴収困難な事案について、債権の性質や状況に応じて、滞納処分や法的措置をはじめ様々な手段を講じて債権回収に努め、市民負担の公平性を確保します。

[目標]

- ・徴収困難な事案に対して厳格な対応による債権の回収

④ スポーツ施設にかかる広告料収入等の活用促進 <新規> 【スポーツ施設課】

体育館をはじめとしたスポーツ施設において、広告看板等の導入に向けた検討を行い、積極的な歳入の確保に努めます。

[目標]

- ・平成26年度 条件整理、検討、導入効果等予測、公募等

[行革効果額]

平成27年度から平成29年度まで毎年度：1百万円

⑤ 協賛金収入等の確保による事業展開の充実 <新規> 【文化課】

文化会館において行う事業の協賛金や広告料収入を確保するため、その取組みや手法を検討します。

また、収入確保により積極的な事業展開に努めます。

[目標]

- ・平成26年度 取組方法を検討のうえ、協賛金や広告料収入の確保

[行革効果額]

平成26年度：0.25百万円

平成27年度から平成29年度まで毎年度：0.5百万円

⑥ クリーンセンターにおける売電収入等の確保 <新規> 【東工場】

クリーンセンター東工場第二工場において、平成25年度中に固定価格買取制度^{*28}における新規設備の認定を受け、売電契約を締結します。

平成26年度以降、廃棄物発電により生じた電力から場内使用分を除いた余剰電力を、固定価格買取制度における新単価により売却し、さらなる収入の確保に努めます。

[目標]

- ・施設の安定稼働及び安定した売電収入等の確保

[行革効果額]

毎年度：1.01億円

⑦ 国民健康保険料の収納率の向上 【保険徴収医療課、各区役所保険年金課】

コールセンターによる自主納付案内や債権回収対策室との連携、口座振替の推進等により、収納率の向上を図ります。

[目標]

- ・収納率の向上 平成24年度 92.03% ⇒ 平成29年度 92.5%

[行革効果額]

平成26年度：0.4億円

平成27年度：0.6億円

平成28年度：0.8億円

平成29年度：1.1億円

⑨ 介護保険料の収納率の向上 【介護保険課、各区役所地域福祉課】

コールセンターや徴収員による回収、財産調査、滞納処分等の取組みを推進し、収納率の向上を図ります。

[目標]

・収納率の向上 平成24年度 98.13% ⇒ 平成29年度 98.33%

[行革効果額]

平成26年度：10百万円

平成27年度：15百万円

平成28年度：20百万円

平成29年度：24百万円

⑨ 母子寡婦福祉資金貸付金の収納率の向上 【子ども家庭課】

債権回収対策室との連携の強化やコールセンターの活用、分納誓約の実施、口座振替率向上等の取組みを推進し、収納率の向上を図ります。

[目標]

・収納率の向上 平成24年度 81.9% ⇒ 平成29年度 83.7%

[行革効果額]

平成26年度：4.2百万円

平成27年度：4.7百万円

平成28年度：5.2百万円

平成29年度：5.5百万円

⑩ 保育料の収納率の向上 【保育運営課】

債権回収対策室との連携の強化やコールセンターの活用、分納誓約の実施、口座振替率向上等の取組みを推進し、収納率の向上を図ります。

[目標]

・収納率の向上 平成24年度 97.5% ⇒ 平成29年度 98.5%

[行革効果額]

平成26年度：13百万円

平成27年度：19百万円

平成28年度：26百万円

平成29年度：32百万円

⑪ 住宅使用料の収納率の向上 【住宅部】

電話催告や戸別訪問等の納付指導等の強化による滞納長期化の防止、明渡請求等法的措置等の取組みを推進し、収納率の向上を図ります。

[目標]

・収納率の向上 平成24年度 96.5% ⇒ 平成29年度 97.5%

[行革効果額]

平成26年度：5百万円

平成27年度：8百万円

平成28年度：10百万円

平成29年度：13百万円

⑫ 庁舎内広告掲載等の実施 <新規> 【中区役所、東区役所、西区役所、南区役所、北区役所、美原区役所】

区役所庁舎内に広告モニター等を設置することにより、新たな財源確保を図ります。

[目標]

- ・平成26年度 広告モニターや広告付きパネル型案内地図等の設置を検討

[行革効果額]

毎年度：7.7百万円

⑬ 中央図書館における広告掲載事業の実施 <新規> 【中央図書館総務課】

雑誌カバー等への広告掲載により新たな歳入確保を図ります。

[目標]

- ・平成26年度 雑誌カバーへの広告掲載の実施

[行革効果額]

毎年度：0.18百万円

推進分野 6. 組織改革

(1) 取組方針

要員管理の適切な推進により、スリムで強じんな組織・人員体制の構築を図るとともに、職員のモラル（士気）と政策立案能力を向上する取組みを通じて、少数精鋭により効率的に事業を推進できる組織体制の構築を図ります。

また、職員の能力開発を図り、チャレンジ精神を持って行動し、市民から信頼される職員の育成を推進するとともに、職員の意識改革を含めた組織活性化のための人事評価の実施など、様々な取組みを通じて組織の機能強化を図ります。

(2) 個別取組

① 要員管理の推進 【人事課】

総人件費管理（コストマネジメント）と役職者数管理（ポストマネジメント）、2つの視点を持ちながら、少数精鋭で効率的に事業を推進できる組織体制の構築に取り組めます。

[目標]

各年度の要員数

- ・平成26年度 5, 220人
- ・平成27年度 5, 100人
- ・平成28年度 5, 040人
- ・平成29年度 4, 931人

※上下水道局における要員数を含む。

[行革効果額]

平成26年度：8. 45億円

平成27年度：9. 75億円

平成28年度：5. 75億円

平成29年度：6. 65億円

※上下水道局における要員管理の推進による行革効果額を含む。

② 人事評価を活用した人材育成の推進 【人事課】

人事評価における目標設定、面談、評価結果のフィードバック等のプロセスを通じて、組織内のコミュニケーションを活性化させ、職員の意識と行動の変革、能力の向上を図ります。

[目標]

- ・業務の改善や効率化の促進等による組織全体のパフォーマンスの向上
- ・職員の意識改革による組織の活性化

③ 外部人材の登用 【人事課】

行政需要等を踏まえ、職務経験者を含む外部人材の登用が必要な部門・役職、人数の検討を行い、計画的な登用を図っていきます。

[目標]

- ・外部人材の登用及び職務経験者の採用により、民間等で培われた経験やスキルを組織の中に取り入れることによる、行政需要への迅速な対応及び組織の活性化

④ 職員の特性に応じた人材の活用 【人事課】

職員の持つ特性を見極め、活用するため、自己申告制度や庁内公募制度の実施及び拡充を行います。職員には、複数分野での業務経験を積ませる一方で、特定の専門領域に特化した職員育成を行う等、複線型人事制度の検討・導入を行います。

[目標]

- ・複線型人事制度の導入
- ・自己申告制度及び庁内公募制度等の改定及び拡充

⑤ 再任用制度のあり方の検討 【人事課】

組織運営上の必要性を踏まえ適材適所の任用を行い、再任用基準やポスト等について見直しを行います。

[目標]

- ・再任用職員の任用基準やポスト等の見直し

⑥ 女性職員の積極的な登用 【人事課】

女性職員を積極的に管理職・役職者に登用することで、その個性や能力を発揮してもらい、組織力の強化を図ります。

[目標]

- ・女性役職者比率（教職員を除く）の向上

平成25年4月1日現在 18.7% ⇒ 平成29年度 25.2%

⑦ がんばる職員が報われる仕組みづくり 【人事課、行政管理課】

人事評価結果を適正に勤勉手当に反映させることや業務改善等実績を表彰することで、職員のモチベーションの向上を図ります。

[目標]

- ・人事評価結果の勤勉手当の適正反映や表彰制度による組織の活性化
- ・各部局からの被表彰候補者の推薦数 30 件以上／年

⑧ 時間外勤務の縮減 【労務課】

時間外勤務の縮減に向けて、管理職の意識を改革し、マネジメント力の向上を図る取り組みを推進します。

[目標]

- ・平成29年度までに年間360時間を超える職員数の5%（平成24年度比較）削減
- ・平成29年度までに時間外勤務の総時間数の5%（平成24年度比較）削減

[行革効果額]

毎年度：0.25億円

⑨ 職員の意識改革と能力開発の推進 【人材開発課】

計画的な研修等の実施により、職員の資質向上を図り、めざすべき職員の育成を図ります。（堺市を愛し、チャレンジ精神を持って取組む、市民から信頼される職員）

[目標]

- ・能力開発と意識改革に資する研修を計画的に実施
- ・職員能力開発センター研修の理解度、有意義度の向上
平成24年度実績 理解度：95%、有意義度：96% ⇒ それぞれ100%に近づける。

⑩ 市税事務所の統合再編 【税政課】

市税事務所、固定資産税事務所及び本庁税務組織の統合・再編による効率的な執行体制を確立し、課税捕捉や徴収対策の強化を図り、より一層適正・公平な税務行政を推進します。

[目標]

- ・平成29年度 7市税事務所及び固定資産税事務所の統合
本庁税務組織の一部見直し
各区役所に市税サービスコーナーの設置

推進分野 7. 公営企業改革

(1) 取組方針

上下水道は、市民生活・産業活動を営むうえで欠かすことのできない基本的なインフラであり、その事業運営においては、安全・安心で安定的なサービスをお客様に提供することが重要となります。

これまでも、上下水道局では、安全・安心で安定した事業運営を行うことを目的として、「堺市水道事業中期経営計画」及び「堺市下水道ビジョン」を策定し、水道事業会計及び下水道事業会計の経営の健全化に向け行財政改革に取り組んできましたが、節水機器の普及や人口減少社会の到来等により水需要の減少傾向は、今後も継続すると予想され、上下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増していくと想定されます。

そのため、引き続きこれまで行ってきた行財政改革の取組みを実施するとともに、事務事業の合理化や組織の効率化、アセットマネジメント^{*29}手法の導入に向けた取組みの拡大、未利用地の売却などの新たな行財政改革にも取組み、経営の健全性を確保していきます。

(2) 個別取組

① 要員管理の推進 【上下水道局総務課】

限られた人的資源を有効に活用し、また、適正な人員配置を行いながら要員管理を推進することにより、将来にわたり上下水道事業の持続的発展が可能となるようなスリムで強じんな組織・体制の構築に取り組めます。

[目標]

- ・「平成21年4月1日を起点として、10年間で要員数を2割以上削減する」という要員管理方針のもと、平成26年度から平成29年度においても引き続き要員管理を推進

[行革効果額]

平成26年度：0.6億円

平成27年度：1.3億円

平成28年度：0.4億円

平成29年度：0.8億円

※行革効果額3.1億円については、要員管理の推進【人事課】における行革効果額で一括して計上。(再掲)

② 企業債の発行抑制による後年度の支払利息の削減 【経営企画課】

内部留保（自己）資金を活用し、効率的な企業経営を行うことにより健全経営の確保を図ります。

[目標]

- ・企業債の発行抑制による後年度に発生する支払利息の削減

[行革効果額]

平成27年度：3百万円

平成28年度：4百万円

平成29年度：7百万円

③ 「事務事業の総点検」の導入 <新規> 【経営企画課、行革推進課】

「事務事業の総点検」を公営企業会計（水道事業会計及び下水道事業会計）についても対象として広げることにより、「事務事業の総点検」の枠組みの中で、事務事業の必要性や有効性・費用対効果、担い手等の観点を検証し、最少の経費で最大の事業効果の創出を図ります。

あわせて、検証ツールである「事務事業総点検シート」を公表することにより、公営企業会計における経営の見える化の推進や説明責任の徹底にも取り組みます。

[目標]

- ・平成26年度 導入検討
- ・平成27年度 導入

④ 水道料金及び下水道使用料の収納率の向上 【営業課】

民間事業者委託による滞納整理及び弁護士委託による未収金回収の活用により、効果的かつ効率的に徴収業務を実施するとともに、支払督促申立、訴訟、強制執行等の法的措置等の取り組みを推進し、収納率の向上を図ります。

[目標]

- ・収納率の向上

平成24年度 99.77% ⇒ 平成29年度 99.90%

[行革効果額]

平成26年度：16百万円

平成27年度：24百万円

平成28年度：32百万円

平成29年度：40百万円

⑤ 長寿命配水管の布設によるライフサイクルコストの削減 【配水計画課】

配水支管の更新において長寿命管（GX形管）を使用することにより、ライフサイクルコストの削減を図ります。

[目標]

- ・長寿命管（GX形管）による配水支管の更新延長

平成25年度 52.8km ⇒ 平成29年度 119.8km

⑥ 小水力発電設備の設置による売電収入の確保 【配水計画課】

陶器配水場への小水力発電設備の設置により、新たな売電収入の確保及び温室効果ガスの排出の抑制を図ります。

[目標]

- ・平成29年度までに設置完了

⑦ 未利用地の有効活用 【下水道計画課】

未利用地である南島下水ポンプ場用地を売却することにより収入の確保を図ります。

[目標]

- ・南島下水ポンプ場用地の売却

[行革効果額]

平成26年度：5.4億円

⑧ 管きょの長寿命化によるライフサイクルコストの削減 【下水道計画課】

経年管きょを対象とした長寿命化計画を策定することにより、ライフサイクルコストの削減を図ります。

[目標]

- ・平成27年度までに長寿命化計画を策定

推進分野 8. 外郭団体改革

(1) 取組方針

社会経済情勢の変化の中でNPO法人の活動領域の拡大や「指定管理者制度」・「公益法人制度*³⁰改革」などの国における制度改革により、外郭団体を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中、行政の補完・代替機能として外郭団体の使命である公益的役割を果たしていくためには、自ら積極的に経営改善に取り組み、健全で自律的な経営基盤を確立することが必要となります。

これまでの外郭団体の活動実績や今後求められる役割を踏まえ、外郭団体自ら策定する中期経営計画に基づき、経済性や専門性などの特性を活かした自律的な経営基盤の構築に向けた取組みを促進していきます。

(2) 個別取組

① 経営評価機能の強化 【行革推進課】

外郭団体が経営資源を戦略的に活用し、低コストかつ良質なサービスを継続的に提供するとともに、健全で自律的な経営基盤を確立するため、外郭団体が自ら策定する中期経営計画に基づき、年度ごとの達成度評価を行うなど、外郭団体の経営評価機能の強化を図ります。

[目標]

- ・平成26年度 外郭団体評価制度の総括
- ・平成27年度 評価機能の強化

② 外郭団体見直し方針の改訂 【行革推進課】

外郭団体の見直し方針の総括及び堺市外郭団体に関する懇話会における経営評価の総括を踏まえ、外郭団体見直し方針の改訂を行い、外郭団体の健全で自律的な経営を促進します。

[目標]

- ・平成26年度 外郭団体の見直し方針改訂

③ 堺市土地開発公社の解散 《新規》 【資金課】

平成 27 年度末の解散に向け、堺市土地開発公社の保有する土地について、国費等の財源を確保しつつ、計画的に再取得を推進していきます。

[目標]

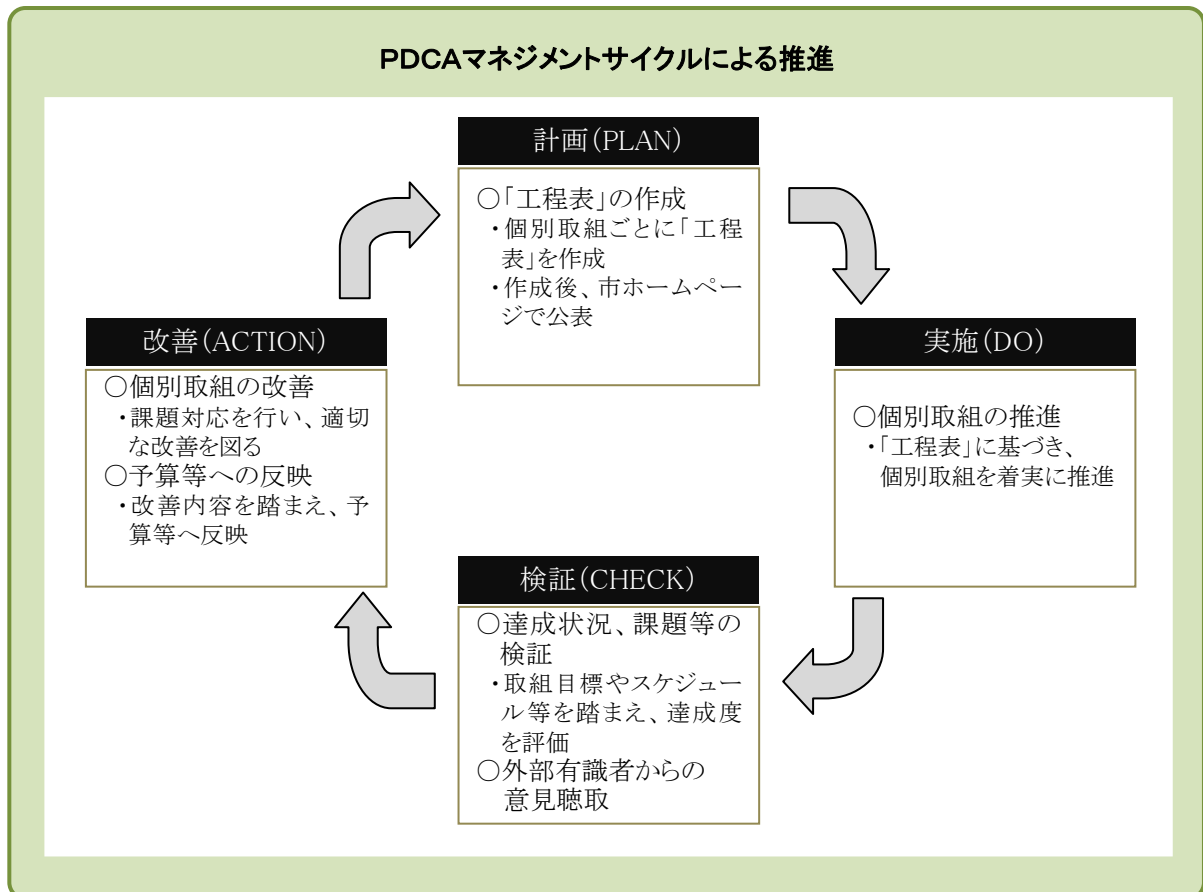
- ・平成 27 年度末の解散

第4章 推進方法

本プログラムの推進に際しては、PDCAマネジメントサイクルを活用し、全ての個別取組について取組目標やスケジュール、取組状況等をまとめた「工程表」（別紙 様式）を作成し、年度単位で達成状況や課題の検証等を行い、適切な進捗管理を行っていきます。

また、「工程表」については、市ホームページを通じて毎年度公表します。

なお、計画期間中においては、様々な観点から積極的に行財政改革のあり方について検討を行い、新たに取組むべき個別取組についても適宜「工程表」を作成し取組んでいきます。



(様式)

第2期行財政改革プログラム 個別取組工程表

				No.	—	
所管			局		部	課
個別取組						
4年間の 取組内容						
年次 取組・ 目標	H26 年度	・ ・ ・ ・				
	H27 年度	・ ・ ・ ・				
	H28 年度	・ ・ ・ ・				
	H29 年度	・ ・ ・ ・				
進捗 状況	H26 年度	・ ・ ・ ・				
	H27 年度	・ ・ ・ ・				
	H28 年度	・ ・ ・ ・				
	H29 年度	・ ・ ・ ・				
行革効果額 (見込)		億円(4年間合計)				
平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度
見込	億円	億円	億円	億円	億円	億円
実績	億円	億円	億円	億円	億円	億円
特記事項						

用語説明

*1 「組織及び運営の合理化」

地方自治法第2条第15項「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」

*2 「最少の経費で最大の効果」

地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」

*3 アウトソーシング

業務の外部委託のこと。広い意味では、民間事業者等外部の機能や資源を活用することをいう。

*4 受益者負担

特定のサービスを受ける人に受益に応じた負担を求めるもの。

*5 普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

*6 実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支（地方公共団体のその年度の歳入総額から歳出総額を差し引いたもの。年度内に収入された現金と支出された現金の差額）から翌年度への繰越し財源を差し引いた額。

*7 単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

*8 健全化判断比率

実質公債費比率、将来負担比率、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の4つの財政指標の総称。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。健全化判断比率は、財政の早期健全化等の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つ。

***9 実質公債費比率**

地方公共団体に標準的に入ってくる市税や地方交付税などのうち、何%が借金の返済に使われているかを示す指標。

***10 将来負担比率**

地方公共団体に標準的に入ってくる市税や地方交付税などのうち、借金の返済などの将来支払うべきすべての負担額が何%に当たるかを示す指標。

***11 実質赤字比率**

地方公共団体に標準的に入ってくる市税や地方交付税などのうち、一般会計等を対象とした実質的な赤字が何%に当たるかを示す指標。

***12 連結実質赤字比率**

地方公共団体に標準的に入ってくる市税や地方交付税などのうち、市の全会計を対象とした実質的な赤字が何%に当たるかを示す指標。

***13 要員数**

常勤職員と再任用短時間勤務職員(再任用職員1人を0.75人に換算)の人数の合計。

***14 指定管理者制度**

公の施設の管理を設置者である地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として代行する制度のこと。平成15年9月に施行された地方自治法改正により、それまでの管理委託制度に代えて導入された。従来の管理委託では、受託者は地方公共団体の出資法人、公共団体又は公共的団体に限られていたが、指定管理者制度では特段の制約が設けられず、民間事業者にも広く門戸が開かれている。

***15 PDCAマネジメントサイクル**

団体経営や事業推進において、プラン(計画)、ドゥ(実施)、チェック(検証)、アクション(改善)の一連の流れの繰り返しの中で、業務改善を図っていくこと。

***16 地方独立行政法人**

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から、その地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを、効果的かつ効率的に行わせることを目的として、地方独立行政法人法の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

***17 生産年齢人口**

生産活動に従事することが可能な15歳から64歳までの年齢の人口。

***18 超高齢社会**

総人口に対して65歳以上の高齢者人口が占める割合が21%を超えた社会のこと。

***19 経常収支比率**

財政の弾力性(ゆとり)を見るための指標のこと。使途を制限されない経常的な収入(市税、地方交付税等の毎年収入される性質の収入)に対する経常的な支出(人件費、公債費、扶助費等の毎年経常的に支出されるもの)の割合で、これが低いほど財政にゆとりがあり、投資的な事業の実施等、様々な状況の変化に柔軟に対応できる。

***20 NPO法人**

特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人のこと。

***21 スクラップアンドビルド**

新しい施策や事業、組織などをつくり出す場合は、まず、既存の施策や事業、組織などを見直し、廃止や統合を通じて全体として経費などが増加しないように費用対効果の向上を図ること。

***22 庁内LAN**

堺市行政情報ネットワークシステムの略称。情報の共有、プリンタの共有、電子メールの利用等により、情報・資源の有効利用と行政事務の高度化及び効率化を図るために設置されたコンピューター・ネットワークシステム。

***23 S-EMS**

堺市独自の環境マネジメントシステム「S-EMS(Sakai Environmental Management System)」のこと。本市の全課全施設を対象とし、環境方針に従って環境に配慮した取組みを行うもの。

***24 ICT**

Information and Communication Technology のこと。情報や通信に関する技術の総称。

***25 内部統制**

業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全の4つの目的を達成するために組織内で行われる取組み。

***26 ワーク・ライフ・バランス**

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

***27 ファシリティマネジメント**

土地、建物、設備(ファシリティ)を対象として、経営的な視点から設備投資や管理運営を行うことにより、施設に係る経費の最小化や施設効用の最大化を図ろうとするもの。

***28 固定価格買取制度**

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき、再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買取ることを義務付けるもの。電気事業者が買取りに要した費用は、使用電力に比例した再エネ賦課金によってまかなうこととしており、電気料金の一部として、利用者が負担する制度。

***29 アセットマネジメント**

一般的には資産(アセット)を管理・運用(マネジメント)するというもの。公共施設については、施設・設備を資産と捉え、その損傷・劣化等を将来にわたり予測することにより、効果的かつ効率的な維持管理を行うもの。

***30 公益法人制度**

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するため、従来の主務官庁により公益法人の設立許可制度を改め、登記のみで法人が設立できる制度を創設するとともに、そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人について、民間有識者による委員会の意見に基づき公益法人に認定する制度(平成20年12月施行)。

第2期行財政改革プログラム

平成26年5月策定

堺市 総務局 行政部 行革推進課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
電話(072)228-7015 FAX(072)228-1303
ホームページ <http://city.sakai.lg.jp>
電子メール gyosui@city.sakai.lg.jp
堺市行政資料番号:1-C1-14-0122